

## 町民の声への対応状況

平成 28 年 4 月受付分

受付月日	項目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
4 月 28 日	税金の口座振替について	<p>口座振替を、1 名義でも複数口座で振替できるようにしてほしい。</p> <p>(例えば個人事業で、事業分と個人分とを分けられたらよい。)</p>	<p>同一名義で複数の固定資産税を筆ごとに、また軽自動車税を各自動車別に口座を分けることができないかと要望をいただきましたが、納税義務者ごとに口座登録を行っているため、筆別および自動車別に引き落とし口座を複数に分けることはできません。</p> <p>軽自動車税及び自動車税について県内の各市、鳥取県にそのようなことを行っているかと確認したところ、すべての市、鳥取県についても北栄町同様にシステム上、複数口座に分けることは行っていないと回答がありました。申告のために口座を分けたいとのことでしたが、軽自動車の所有者（納税義務者）を変更していただく以外には別口座を設定する方法はありません。所有者（納税義務者）の変更が難しいということでしたら、軽自動車税であれば軽自動車 1 台ごとに納税通知書が出ていますので、口座引き落としを終了して納付書で納付する方法をご検討ください。固定資産税につきましては、同一納税義務者の資産をまとめて納税通知書が作成されますので、口座引き落としの場合でも納付書での支払いの場合でも筆別に分けることはできません。</p>	税務課

			<p>分けて管理をしたいということであれば、やはり所有者（納税義務者）の変更をしていただく必要があります。登記内容に応じて所有者（納税義務者）を変更しますので、法務局で所有権移転登記を行なっていただきますようお願いいたします。</p>	
--	--	--	---	--